

社会調査 第11回・第12回

早稲田大学政治経済学部

2018年度秋学期

西郷浩(前半)・土屋隆裕(後半)

本日の目標

- 第11回講義
 - 総務省「労働力調査」
 - 「労働力統計」の利用例
- 第12回講義
 - 総務省「就業構造基本調査」
 - 「就業構造基本統計」の利用例

構造統計と動態統計

- 構造統計
 - 詳細な内容に関する統計
 - 調査規模: 大; 調査項目: 多かつ詳細
 - 周期調査に基づく。
- 動態統計
 - 直近の状態の即時的把握を目的とした統計
 - 調査規模: 小; 調査項目: 少かつ簡素
 - 経常調査に基づく。

第11回 労働力調査

1. 調査の目的

- － 我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ること。
 - ・ 「労働力統計」を作成するための基幹統計調査。

2. 調査の沿革

- － 1946年9月：試験期間開始
- － 1947年7月：本格実施
- － 1950年4月：旧統計法による指定統計調査
- － 2009年4月：新統計法による基幹統計調査

労働力調査

3. 調査の範囲および調査対象

－ 我が国に居住している全人口

- ・ ただし、国勢調査で対象外となる、外国政府の外交使節団などは対象外となる。

4. 調査主体

－ 総務省統計局

5. 調査規模

－ 標本調査

- ・ 約4万世帯、約10万人(15歳以上人口)が調査される。

労働力調査

6. 調査の期日と期間

- － 期日：毎月末
- － 期間：
 - ・ 月末一週間の就業状態
 - － ただし、最近から、過去一カ月の就業状態も問うように変更されている。

7. 調査の系統

- － 総務大臣－都道府県知事－指導員－調査員－調査世帯

労働力調査

8. 調査の方法

－ 層化二段抽出

- 層

- － 地域×国勢調査区の特性

- » 地域：

- 北海道・東北、南関東、北関東・甲信、など

- » 調査区の特性：

- 国勢調査にもとづく、産業・従業上の地位別の就業者構成などを基準とした層化。

労働力調査

- 二段抽出

- 一段目(調査区の抽出)

- » (国勢)調査区を、調査区内の世帯数に比例する確率で抽出する。

- 確率比例系統抽出と呼ばれる方法

- 二段目(世帯の抽出)

- » 調査員が、受け持ちの標本調査区(一段目で抽出された調査区)内の全住戸を確認して名簿を作成する。

- » その中から、1調査区当たりの抽出住戸数がほぼ15となる所定の抽出率(ウエイトの逆数に等しい。)及び抽出起番号を用いて世帯を系統抽出する。

- » 抽出された住戸に調査日現在で居住する全ての世帯(合計約4万世帯)を調査対象とする。

労働力調査

－ ローターションサンプリング

- 一つの標本調査区は4か月間調査を行う。
 - － 前半(2か月間)と後半(2か月間)とで調査区内の調査世帯(二段目に抽出された住戸に居住する世帯)を替える。
- 標本調査区として選定された調査区は、翌年の同月に再び調査する。
- 合計で、8つの副標本が構成される。

労働力調査

表1: 労働力調査におけるローテーションサンプリング(その1)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
A	前半1		後半1										前半2		後半2					
B		前半1		後半1										前半2		後半2				
C			前半1		後半1										前半2		後半2			
D				前半1		後半1										前半2		後半2		

表2: 労働力調査におけるローテーションサンプリング(その2)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
A	前半1		後半1										前半2		後半2					
B		前半1		後半1										前半2		後半2				
C			前半1		後半1										前半2		後半2			
D				前半1		後半1										前半2		後半2		
A	前半2		後半2																	
B		前半2		後半2																
C			前半2		後半2															
D				前半2		後半2														

労働力調査

9. 調査票

－ 基礎調査票

- ・ 全ての世帯に配布

－ 特定調査票

- ・ 2年目の最後の月にだけ配布

10. 推定方法

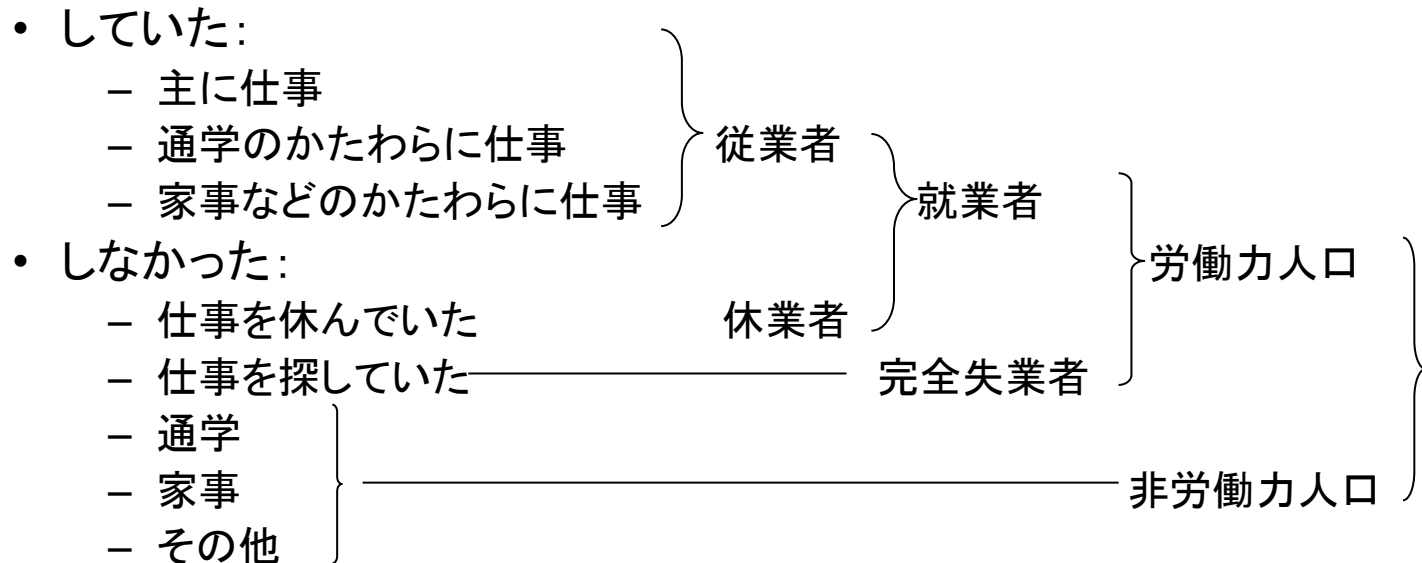
- － 毎月末日現在の全国の男女、年齢階級別推計人口をベンチマークとする比推定法により推定。

「労働力統計」の利用例

- 就業状態の区分:

- 調査における区分
調査期間中に少しでも仕事を:

表章における区分
15歳以上人口のうち:



「労働力統計」の利用例

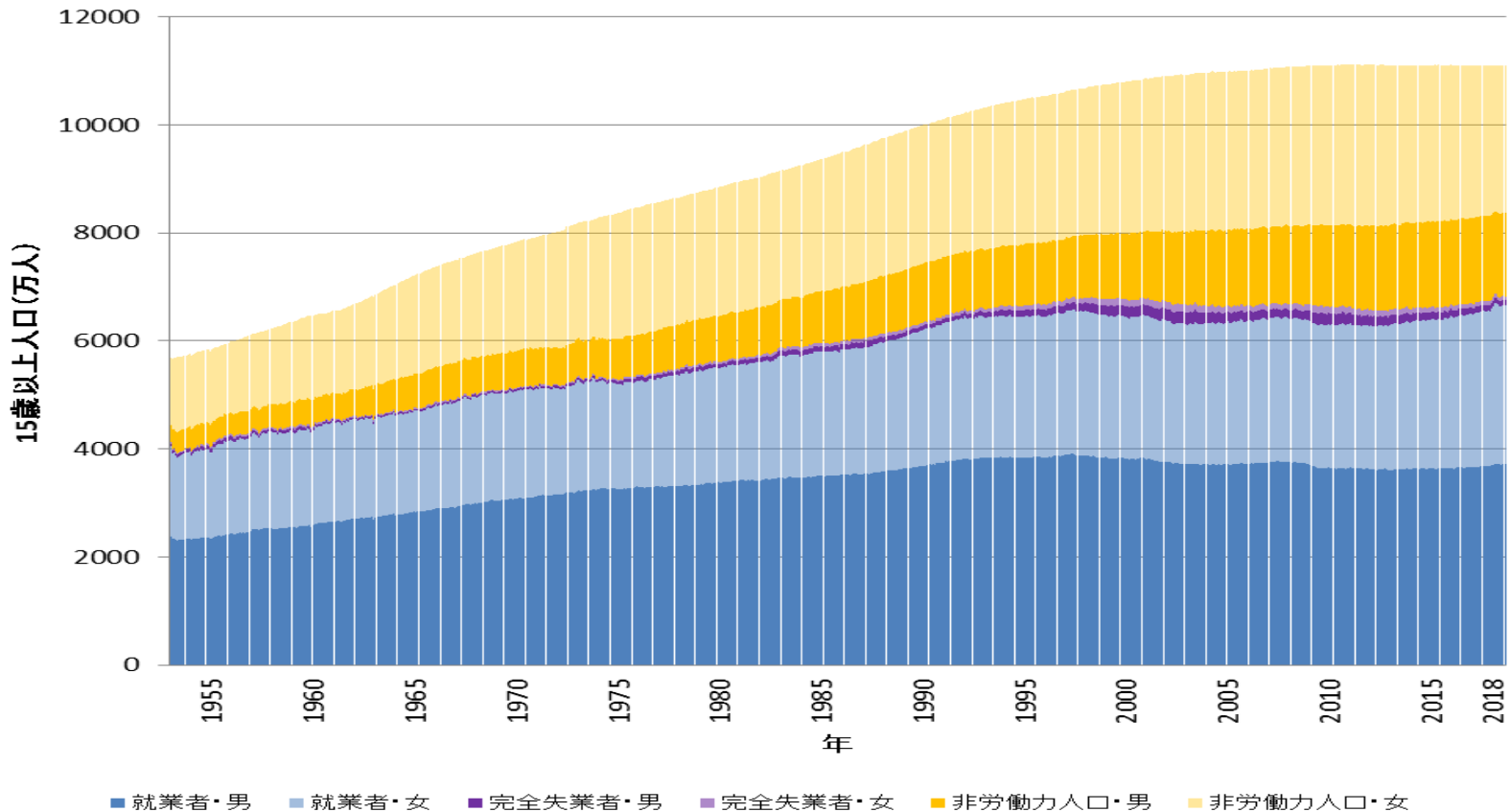
- 用語の定義：
 - － 従業者：
 - 調査週間中に収入を1時間以上した者(含:家族従業者)
 - － 休業者：
 - 仕事をもちながら調査週間中仕事をしなかった者
 - － 完全失業者：
 - 以下の3つの条件を満たす者
 1. 仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった。
 2. 仕事があればすぐにつくことができる。
 3. 調査週間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた。

「労働力統計」の利用例

- 就業状態の把握方法
 - － アクチュアル方式
 - 特定期間の就業状態を把握する。
 - － 労働力調査で採用されている方式
 - － ユージュアル方式
 - 普段の状態で就業を把握する
 - － 就業構造基本調査で採用されている方式
 - － 両者を区別するため、
 - 前者の方式で仕事をしている：就業者
 - 後者の方式で仕事がある：有業者

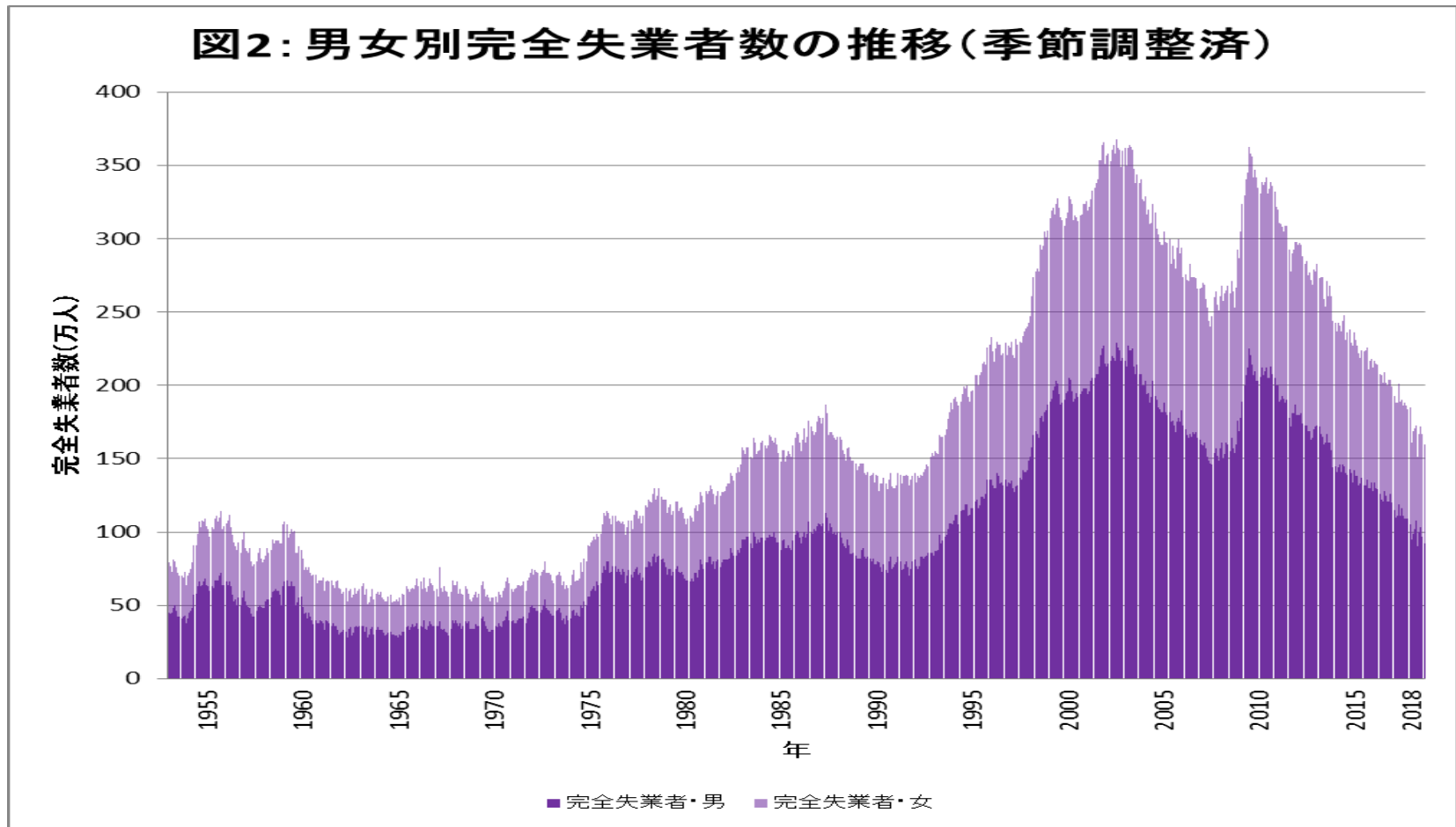
「労働力統計」の利用例

図1: 男女別就業者数等の推移(季節調整済)



資料: 総務省「労働力統計」

「労働力統計」の利用例

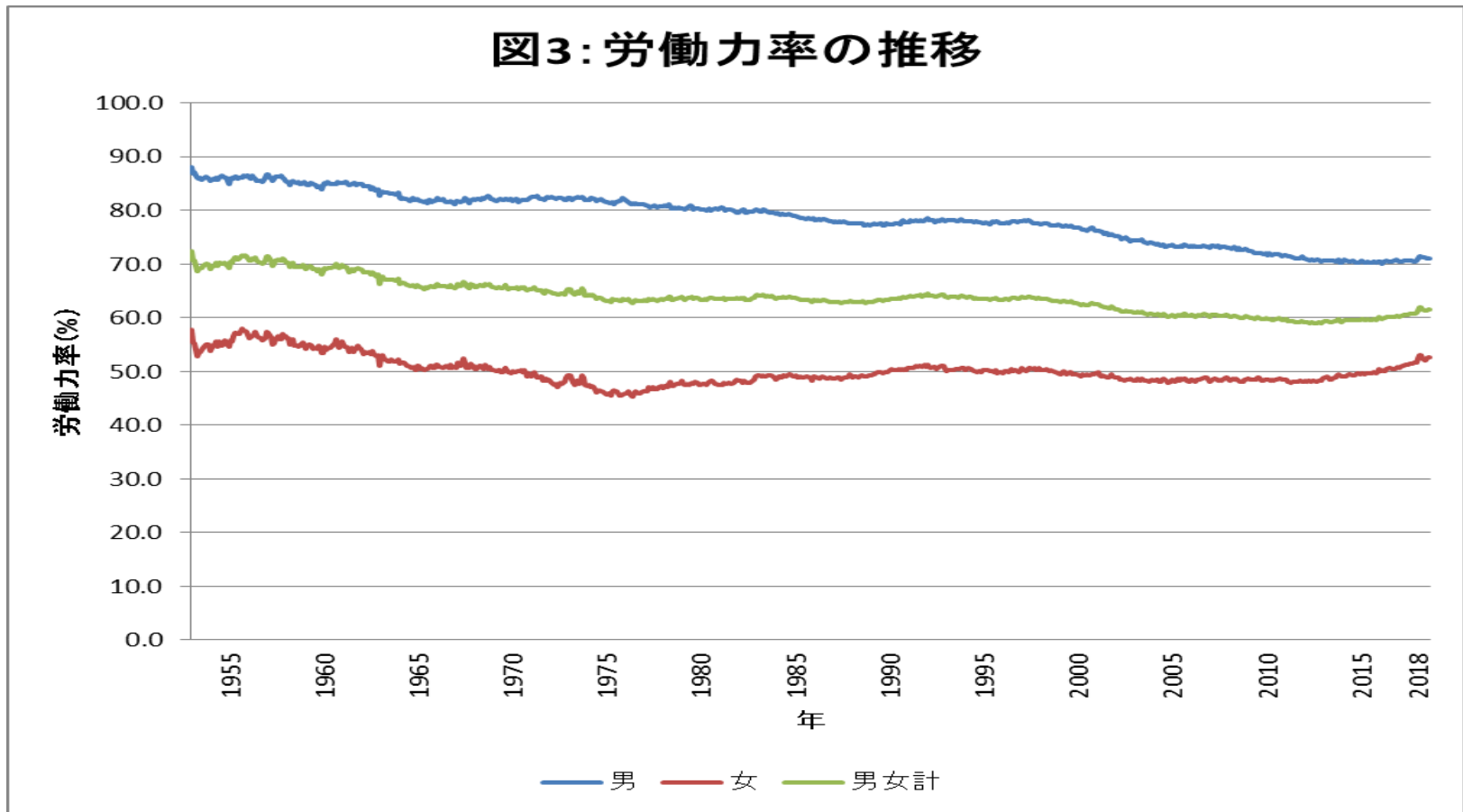


資料: 総務省「労働力統計」

「労働力統計」の利用例

- 関連指標：
 - 労働力人口比率（労働力率）：
 - 労働力人口 / 15歳以上人口
 - 年齢別に表示することも多い。
 - 完全失業率：
 - 完全失業者 / 労働力人口
 - 年齢別に表示することも多い。
 - 完全失業者は、「就業を希望するけれども職探しをしていない者」をふくまない。

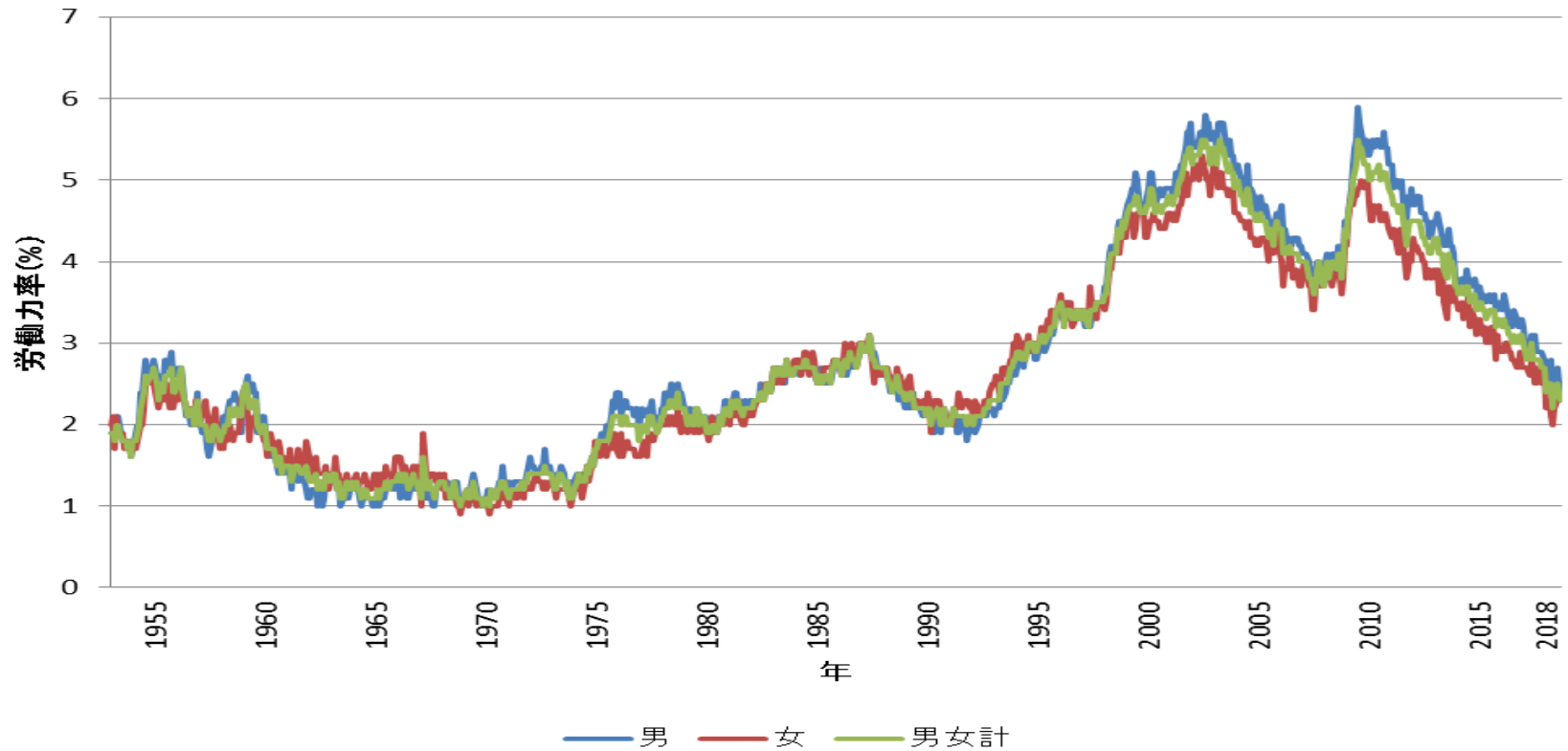
「労働力統計」の利用例



資料: 総務省「労働力統計」

「労働力統計」の利用例

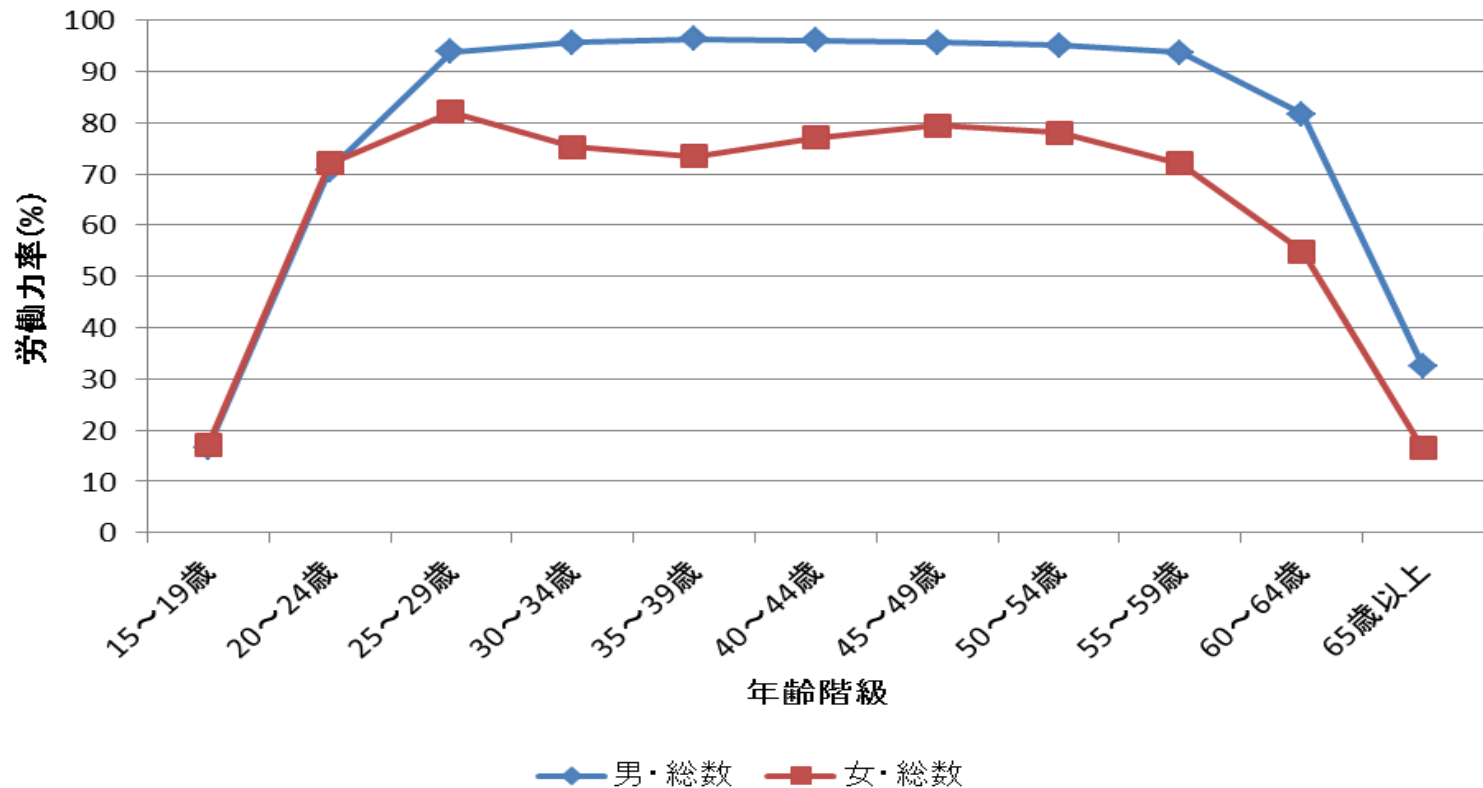
図4: 完全失業率の推移



資料: 総務省「労働力統計」

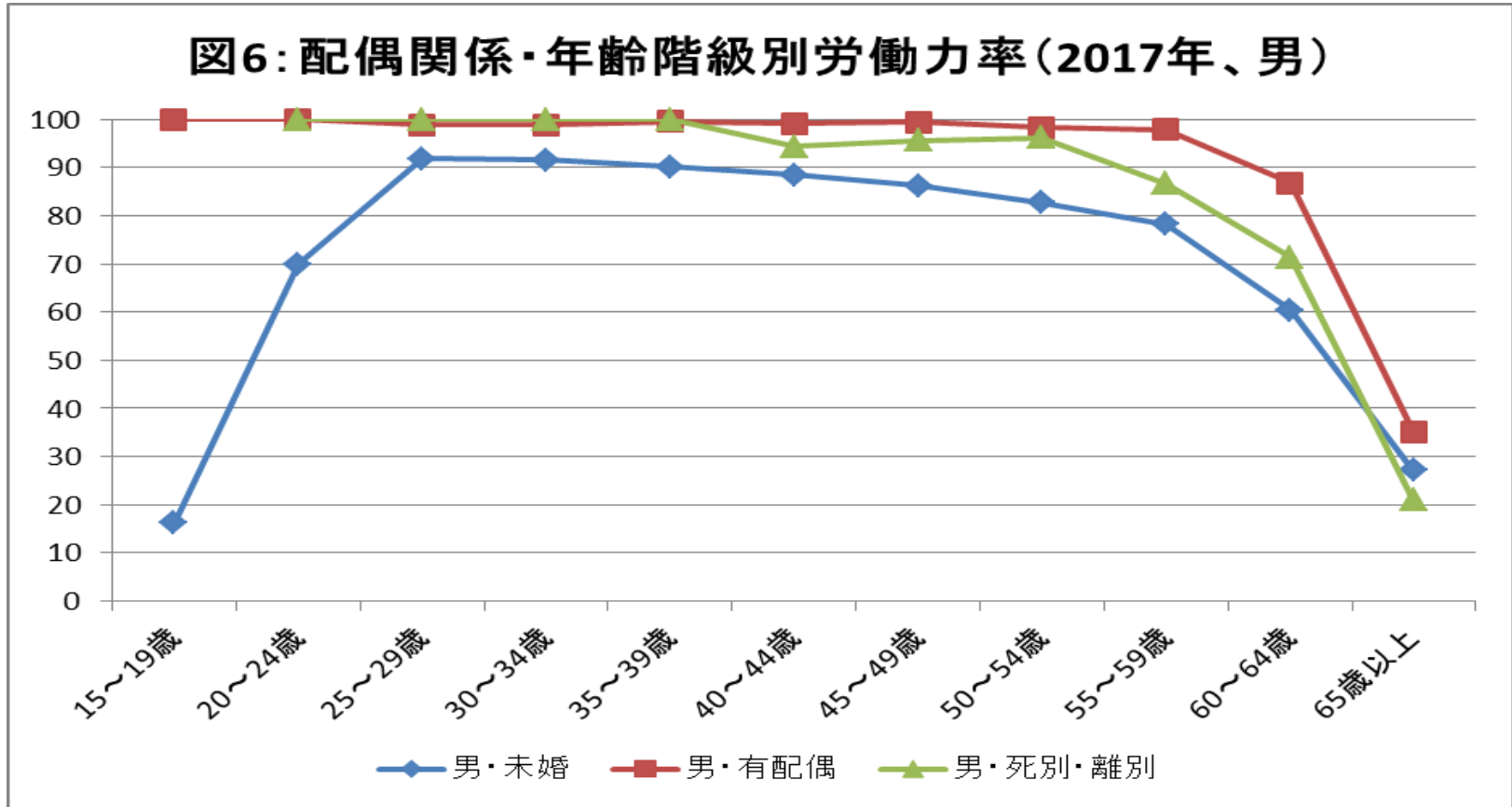
「労働力統計」の利用例

図5: 男女・年齢階級別労働力率(2017年)



資料:総務省「労働力統計」

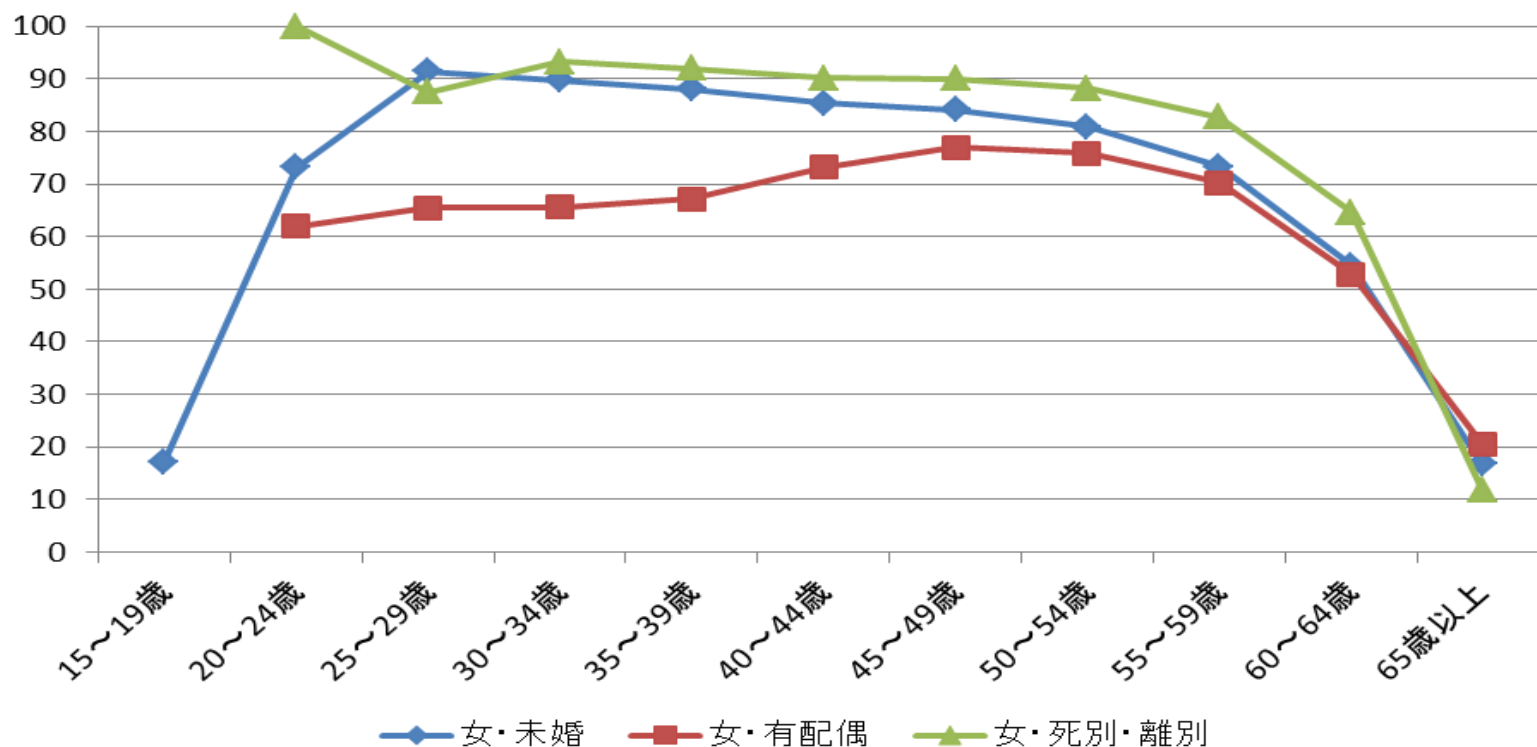
「労働力統計」の利用例



資料:総務省「労働力統計」

「労働力統計」の利用例

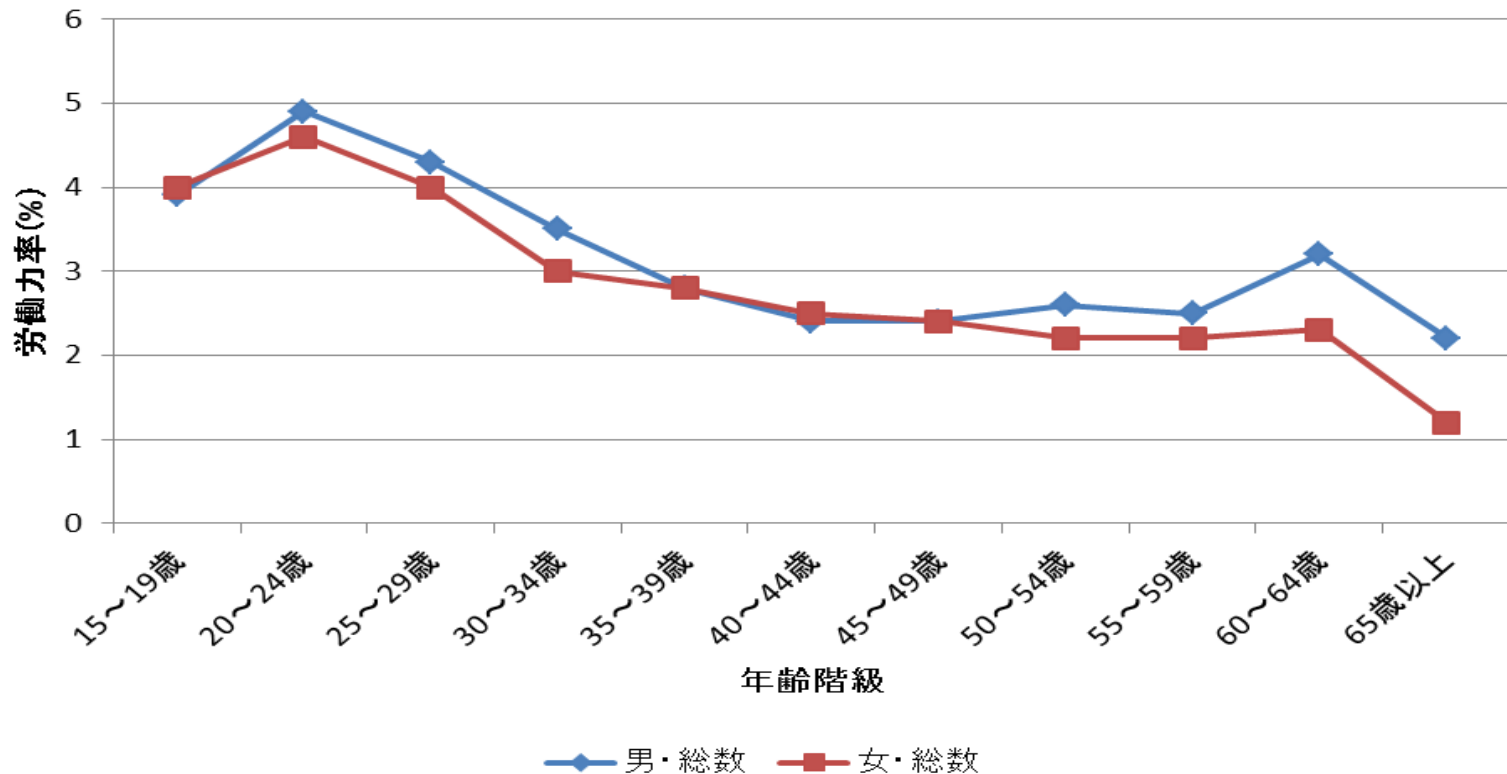
図7: 配偶関係・年齢階級別労働力率(2017年、女)



資料: 総務省「労働力統計」

「労働力統計」の利用例

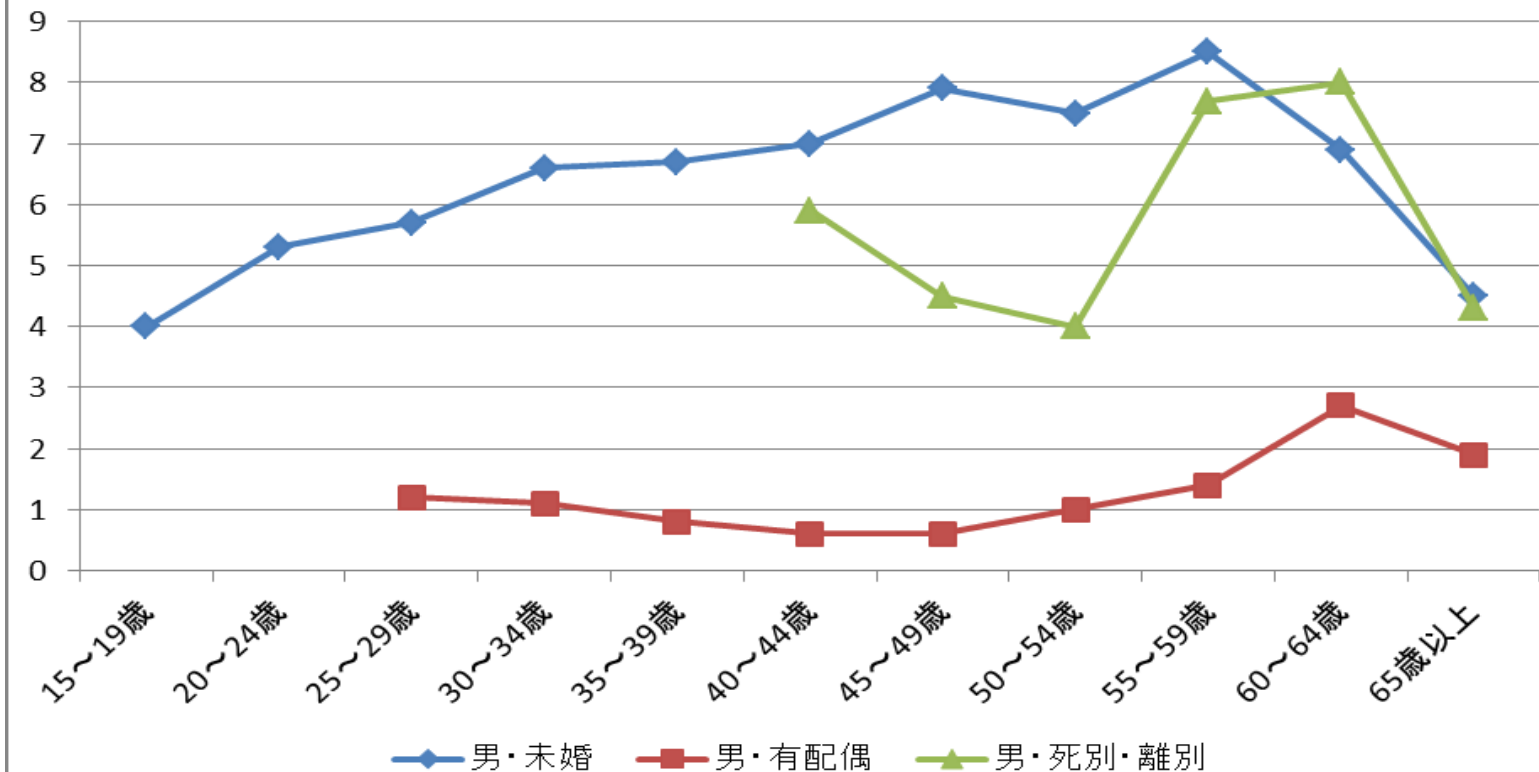
図8: 男女・年齢階級別完全失業率(2017年)



資料:総務省「労働力統計」

「労働力統計」の利用例

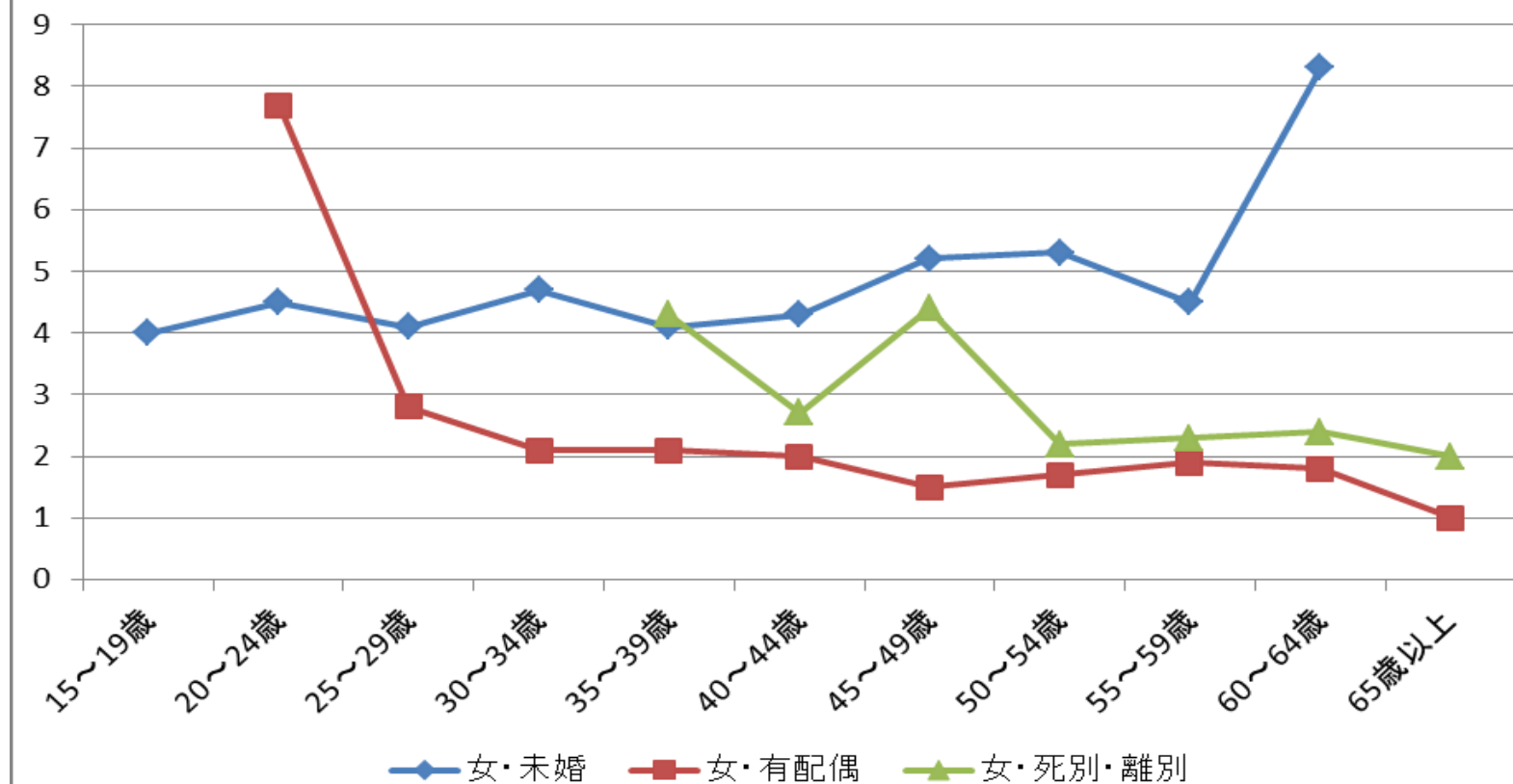
図9：配偶関係・年齢階級別完全失業率(2017年、男)



資料：総務省「労働力統計」

「労働力統計」の利用例

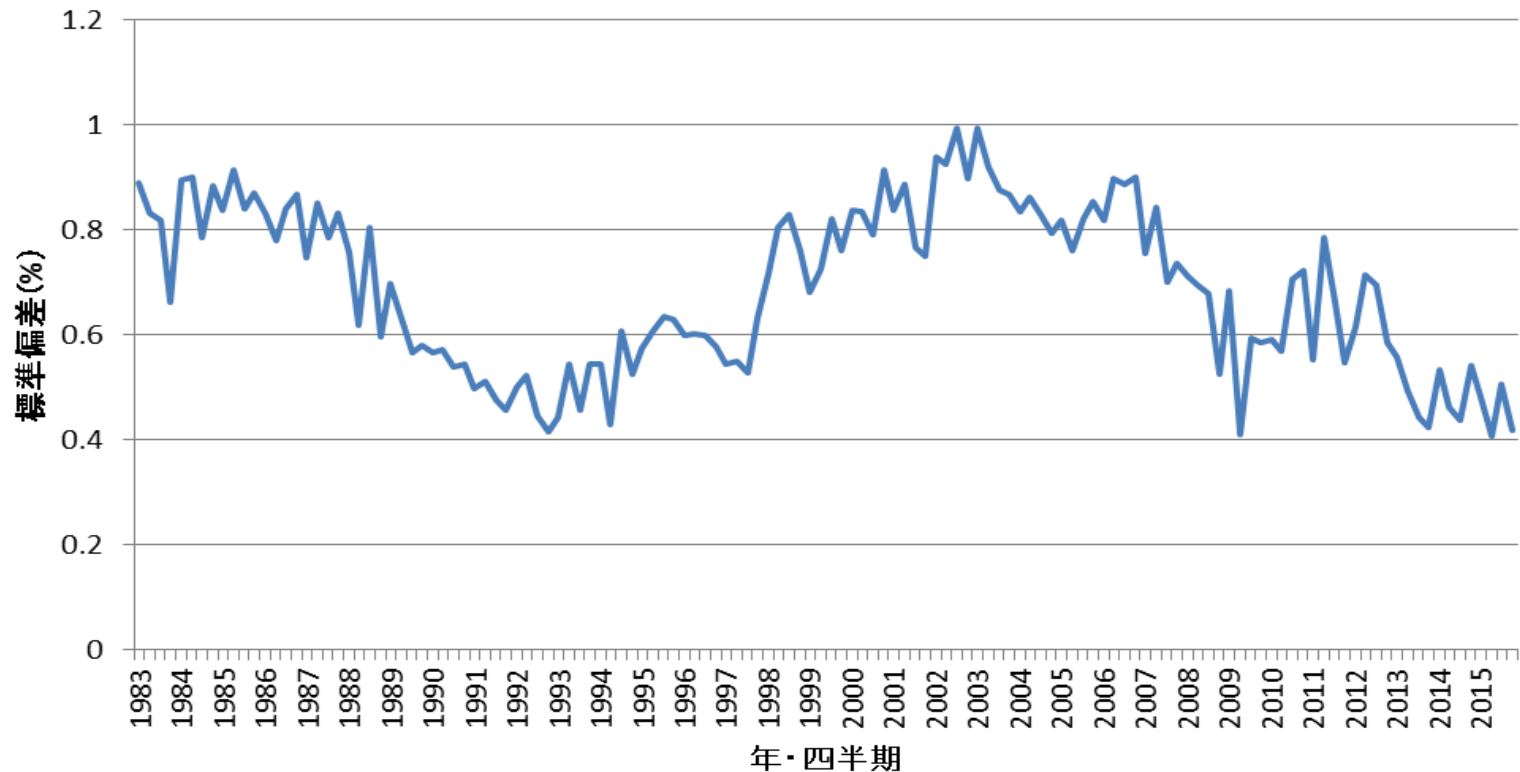
図10: 配偶関係・年齢階級別完全失業率(2017年、女)



資料:総務省「労働力統計」

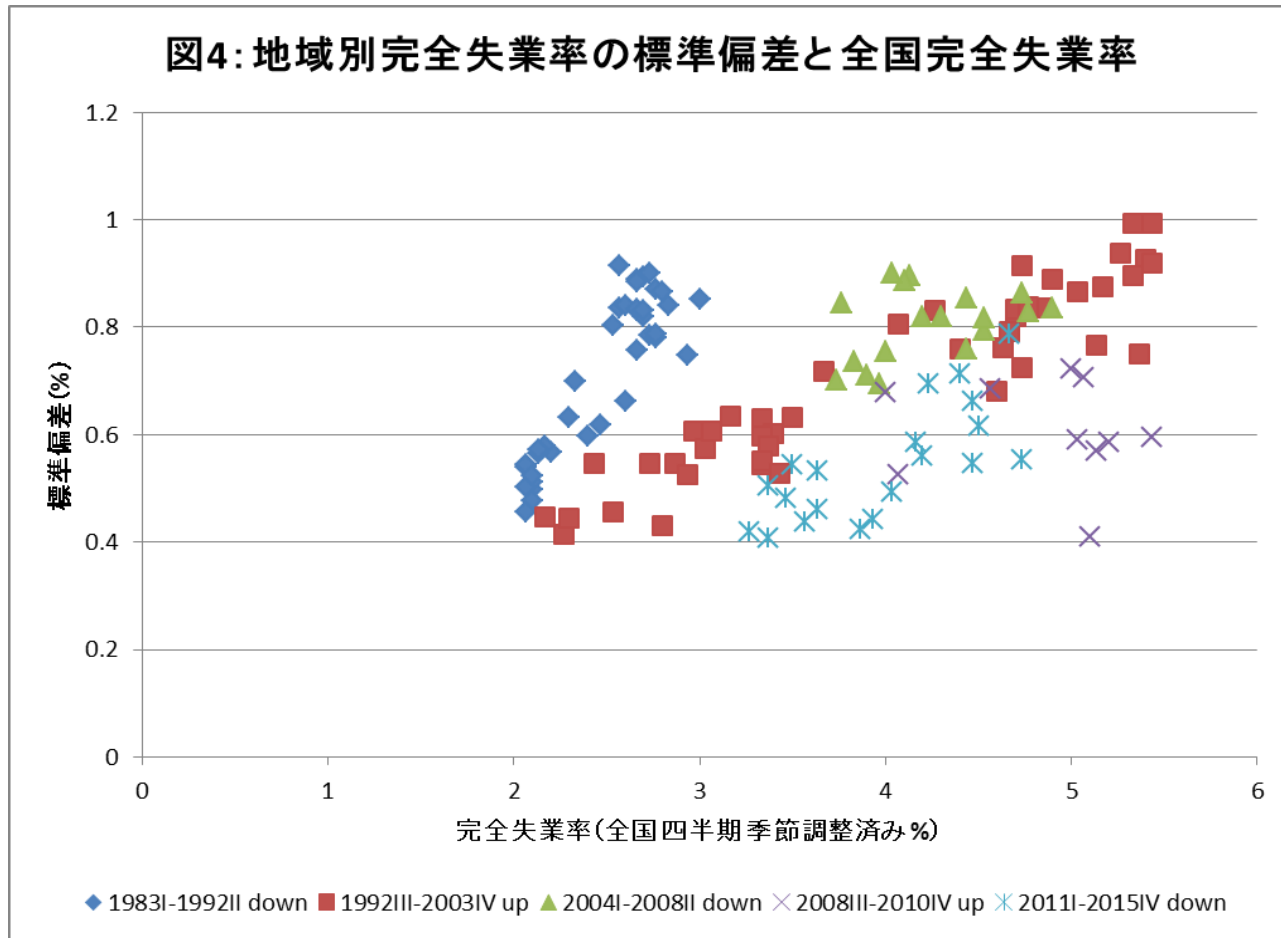
「労働力統計」の利用例

図3：地域別完全失業率の標準偏差



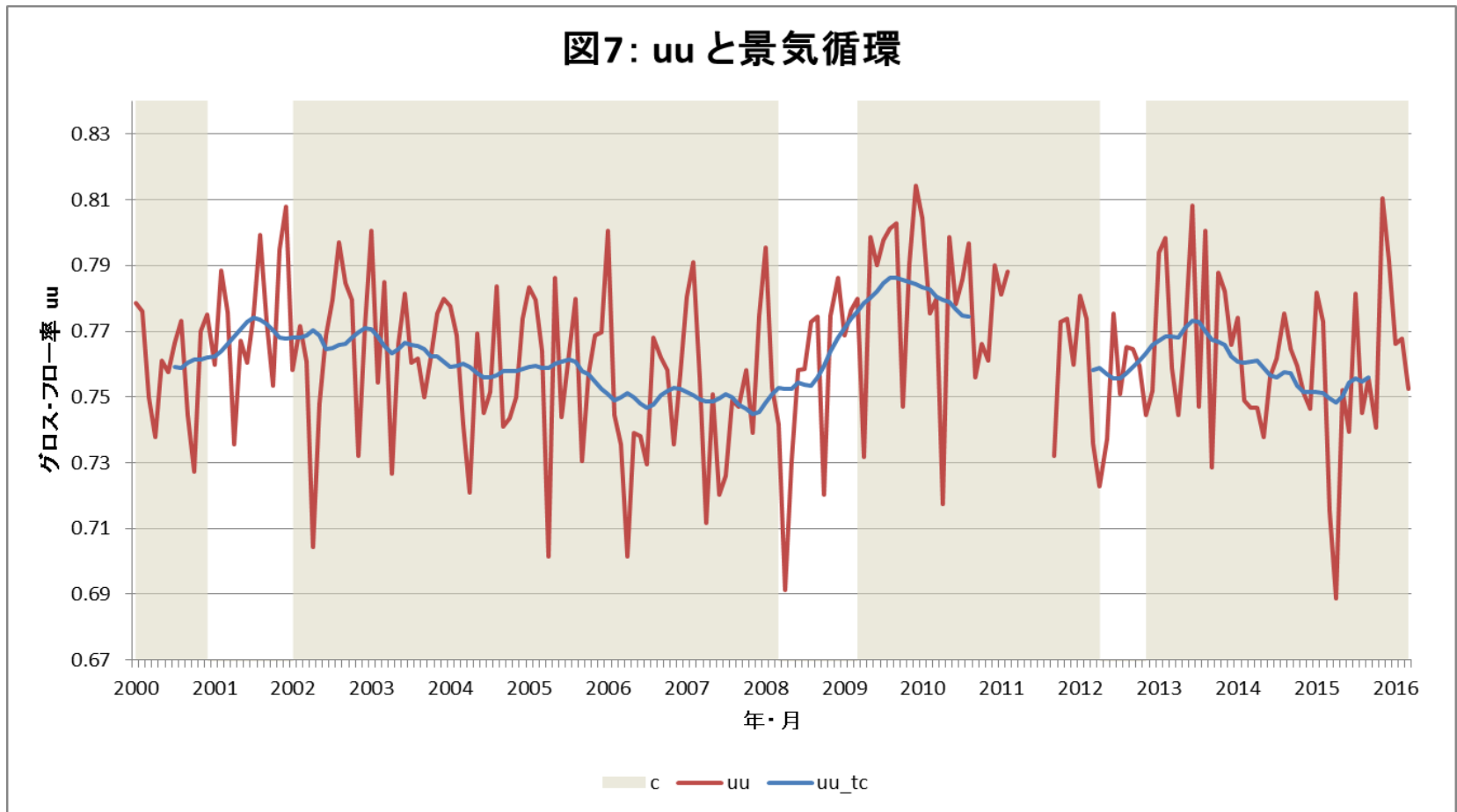
出典：西郷浩(2015)「失業に関する統計の動き」『統計』(日本統計協会)第67巻第7号(2016年7月号)53-56.

「労働力統計」の利用例



出典: 西郷浩(2015)「失業に関する統計の動き」『統計』(日本統計協会)第67巻第7号(2016年7月号)53-56.

「労働力統計」の利用例



出典: 西郷浩(2015)「失業に関する統計の動き」『統計』(日本統計協会)第67巻第7号(2016年7月号)53-56.

第12回 就業構造基本調査

1. 目的

- － 統計法に基づく基幹統計『就業構造基本統計』を作成するための統計調査。国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ること。

2. 沿革

- － 1956(S31)年から1982(S57)年：おおむね3年毎
- － 1982(S57)年以降：5年毎

就業構造基本調査

3. 調査の時期

- － 2017年10月1日現在
 - 2017(H29)年調査の場合

4. 根拠法令

- － 統計法第2条第4項に基づく基幹統計調査として、就業構造基本調査規則(昭和57年総理府令第25号)に従って実施。

就業構造基本調査

5. 調査の対象

- － H27年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する約3万3千調査区について、総務大臣の定める方法により市区町村長が選定した抽出単位（世帯が居住することができる建物又は建物の一部をいう。）に居住する約52万世帯の15歳以上の世帯員約108万人を対象とする。
 - ただし、外国の外交団、領事団など、対象から除外した者あり。

就業構造基本調査

6. 抽出方法

－ 層化二段抽出法

- ・ 層

- － 最初に、以下の調査区を除外。

- » 山岳・森林・原野地帯等のある区域、刑務所・拘置所等のある区域、など

- － H27年国勢調査の結果等に基づく特性により、調査区を6層に分割

- » 層1: 人口が0の調査区; 層2: 世帯数が15以下の調査区; 層3: 学生の寮・寄宿舍のある調査区; 層4: 病院・療養所及び社会施設のある調査区; 層5: 給与住宅のある調査区; 層6: 上記以外の調査区

就業構造基本調査

- 一段目の抽出
 - － 層ごとに調査区を以下の基準により配列した。
 - » a 都道府県; b 都道府県内経済圏; c 市区町村コード(標本抽出時); d 市区町村コード(国勢調査時); e 平成27年国勢調査調査区番号
 - － それぞれ都道府県ごとに全調査区の15歳以上人口を累積し、累積した15歳以上人口に対して確率比例系統抽出により調査区を抽出した。
 - » 結果的に、調査区の人口に応じて比例配分するようなかたちで標本が選ばれる。

就業構造基本調査

- 二段目の抽出

- 住戸（世帯が居住することができる建物又は建物の一部）の抽出方法

- » 標本調査区ごとに、調査区に含まれる全ての住戸を確認して名簿を作成し、これを「居住者無」、「居住者有」の順に配列した。
 - » 標本調査区ごとに、抽出起番号を1とし、抽出間隔を「居住者有」の住戸数を15で除し小数点以下を切り上げた値として、等確率系統抽出法により住戸を抽出した。
 - » 抽出された「居住者有」の住戸数が15未満の場合は、最初に抽出された「居住者有」の住戸の次の住戸以降の配列について、抽出住戸数が15になるまで上と同様に再度抽出した。

就業構造基本調査

7. 調査票と調査項目

- 調査票
- 調査項目
 - 世帯員
 - 基本的事項(男女の別、配偶関係など)、訓練・自己啓発、育児・介護の状況、対有業者(主な仕事、主な仕事以外について、前職について、初職について)、対無業者(就業希望等について、前職について、初職について)
 - 世帯
 - 15歳未満の世帯人員、世帯所得等

就業構造基本調査

8. 調査系統

- － 総務大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査世帯

9. 調査の実施

- － 調査員が調査世帯ごとに9月下旬に調査書類を配布する。
- － 調査世帯の15歳以上の世帯員または世帯主が、10月26日までにインターネットで回答または調査員等へ調査票を提出する。

就業構造基本調査

10.結果の公表

- － 平成30年7月13日に、インターネットを利用する方法等により公表した。
- － [主要統計表](#)
- － [結果票一覧](#)
- － [結果概要](#)

「就業構造基本統計」の利用例

- 就業状態の区分・定義:

- 15歳以上人口

- 有業者

- 仕事が主な者
 - 仕事は従な者
 - » 家事が主な者
 - » 通学が主な者
 - » それ以外が主な者

ふだん収入を得ることを目的とした仕事をしており、調査日以降もしていくことになっている者、および、仕事は持っているが現在は休んでいる者

- 無業者

- 家事をしている者
 - 通学をしている者
 - その他

ふだん収入を得ることを目的とした仕事をまったくしていない者(まったく仕事をしていない者、および臨時にしか仕事をしていない者)

「就業構造基本統計」の利用例

表3 雇用者の年間就業日数の構成比(不詳を除く)

男									
年	1979	1982	1987	1992	1997	2002	2007	2012	2017
50日未満	0.4%	0.6%	0.7%	0.7%	0.8%	1.1%	1.2%	1.3%	1.6%
50～99日	0.6%	0.8%	1.0%	1.3%	1.4%	1.7%	1.8%	1.9%	2.1%
100～149日	1.7%	1.7%	2.0%	2.7%	3.3%	3.9%	4.0%	3.9%	4.4%
150～199日	4.3%	4.2%	4.3%	5.1%	5.4%	6.5%	5.6%	5.0%	5.0%
200～249日	93.0%	92.7%	22.6%	37.3%	47.2%	41.1%	34.2%	34.8%	39.1%
250～299日			69.4%	52.8%	41.9%	45.7%	42.7%	42.9%	39.3%
300日以上							10.5%	10.2%	8.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
女									
年	1979	1982	1987	1992	1997	2002	2007	2012	2017
50日未満	1.3%	1.8%	1.9%	2.0%	2.3%	2.6%	2.9%	3.1%	3.3%
50～99日	2.4%	2.8%	2.8%	3.3%	3.7%	4.1%	4.1%	4.3%	4.6%
100～149日	4.7%	4.7%	4.9%	6.6%	7.5%	8.5%	8.5%	8.7%	9.9%
150～199日	8.6%	8.4%	9.1%	11.2%	11.9%	13.6%	11.8%	11.6%	12.0%
200～249日	83.0%	82.3%	26.4%	37.3%	45.2%	40.9%	36.7%	36.8%	39.5%
250～299日			54.8%	39.6%	29.4%	30.2%	30.4%	30.4%	26.6%
300日以上							5.5%	5.2%	4.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料: 総務省「就業構造基本統計」

「就業構造基本統計」の利用例

- 注(Wikipedia からの抜粋)
 - 1988年
 - 政府が経済計画(閣議決定「世界とともに生きる日本―経済運営五ヶ年計画」)の中で一人当たりの年間労働時間を1800時間程度とする目標を定めた。
 - 1992年
 - 企業への指導、助成金などの支援措置を盛り込んだ「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法」(時短促進法)が5年間の時限立法として施行された。
 - 国家公務員・地方公務員は完全週休2日制に。行政機関も完全週休2日制に。

「就業構造基本統計」の利用例

－ 1992年

- ・ 9月12日から、公立小中学校及び高等学校の多くで毎月第2土曜日が休業日になった。

－ 1994年

- ・ 労働基準法が改正され、法定労働時間が原則週40時間に短縮された。

－ 1995年

- ・ 4月22日からは公立小中学校及び高等学校の多くで毎月第2土曜日に加え第4土曜日も休業日となった。

－ 2002年

- ・ 4月6日から公立小中学校及び高等学校の多くで毎週土曜日が休業日となり完全な週5日制となった。

「就業構造基本統計」の利用例

表3: 就調と労調の比較			就調 2007.10.1 (人)		労調 2007.9末(万人)		
有業者			男女	38,174,800 27,802,700	男女	3,761 2,660	就業者
無業者	就業希望者	求職者	男女	1,907,300 2,722,900	男女	155 114	完全失業者
		非求職者	男女	1,714,000 4,032,700	男女	1,425 2,926	非労働力
	非就業希望者		男女	11,379,100 22,267,000			
	合計		男女	53,282,500 57,018,900	男女	5,345 5,704	合計

資料:総務省統計局「就業構造基本調査」H19年、「労働力調査」

「就業構造基本統計」の利用例

表4(a): 就調 H19 におけるユー・ジュアルとアクチュアルの比較（男）単位:人				アクチュアル			
				仕事 or 休業	仕事を探していた	通学・家事・その他	合計
ユ ー ジ ュ ア ル	有業者			37,285,100	82,200	191,700	38,174,800
	無業者	就業希望者	求職者	108,000	1,060,100	718,600	1,907,300
			非求職者	60,600	155,700	1,472,300	1,714,000
		非就業希望者		101,000	27,700	11,151,100	11,379,110
	合計			37,558,000	1,326,900	13,556,900	53,282,500

資料:総務省統計局「就業構造基本調査」H19

「就業構造基本統計」の利用例

表4(b): 就調 H19 におけるユー・ジュアルとアクチュアルの比較（女）単位:人				アクチュアル			
				仕事 or 休業	仕事を探 していた	通学・家 事・その他	合計
ユ ー ジ ュ ア ル	有業者			27,082,900	57,400	271,000	27,802,700
	無 業 者	就 業 希 望 者	求職者	131,100	1,082,900	1,483,000	2,722,900
			非求職者	95,100	139,400	3,765,300	4,032,700
		非就業希望者		190,800	27,600	21,859,700	22,267,000
	合計			27,501,100	1,308,100	27,421,600	57,018,900

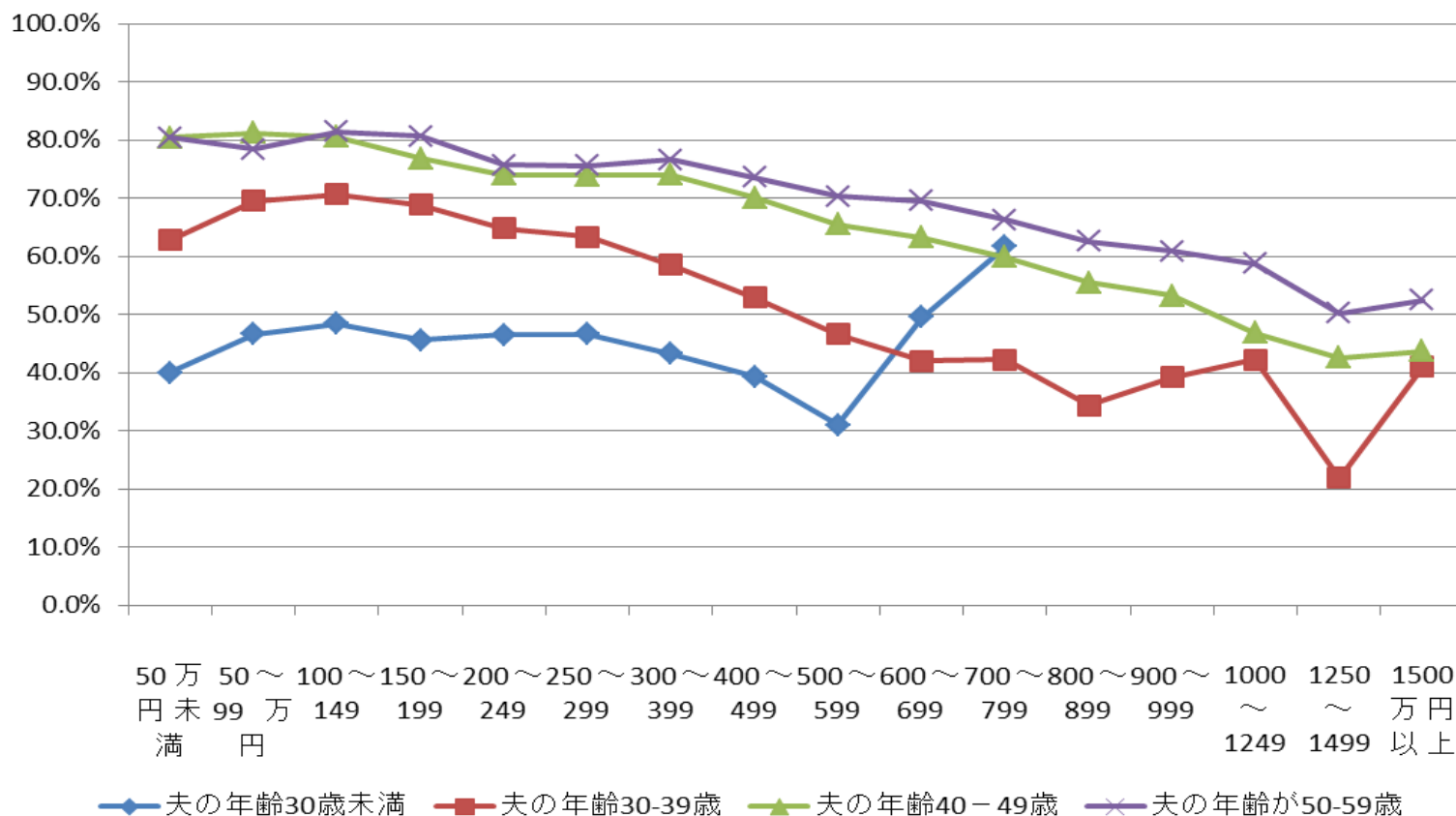
資料:総務省統計局「就業構造基本調査」H19

「就業構造基本統計」の利用例

- 図14、図15
 - 縦軸: 妻の有業率
 - 夫が有業の世帯のうち妻が有業の世帯の割合
 - 横軸: 夫の収入
 - 夫婦と子から成る世帯
- 夫の収入 $\uparrow$ ($\downarrow$) $\Rightarrow$ 妻の有業率 $\downarrow$ ($\uparrow$)
 - ダグラス・有沢の法則
 - ただし、若い世代の夫・高所得層では逸脱の動きもあると指定されている。

「就業構造基本統計」の利用例

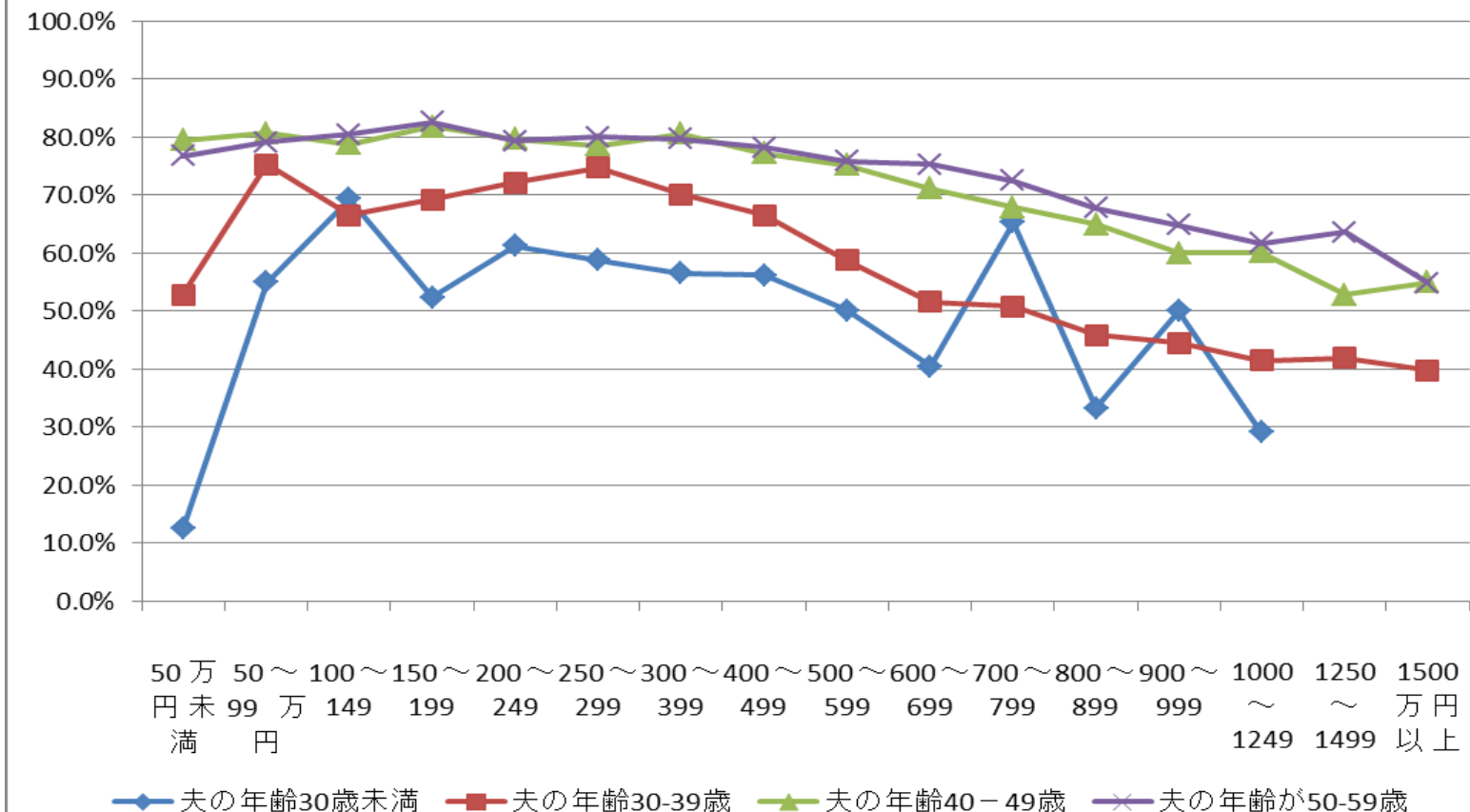
図14：夫の年齢・所得階級別妻の有業率(夫婦と子どもから成る世帯)H19



資料：総務省統計局「就業構造基本統計」H19年調査

「就業構造基本統計」の利用例

図15: 夫の年齢・所得階級別妻の有業率(夫婦と子どもから成る世帯)H29



資料: 総務省統計局「就業構造基本統計」H29年調査

参照文献

- 労働力調査
 - 総務省統計局 website
 - <http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.html>
- 就業構造基本調査
 - 総務省統計局 website
 - <http://www.stat.go.jp/data/shugyou/2017/gaiyou.html>